



こども・若者の声を聴く！

問 こども・若者の意見を反映させる仕組みとして、ユースカウンスルや若者協議会などの設置は。

答 ユースカウンスル、若者協議会などの設置は、こども・若者が継続的にこども施策への理解を深め、同施策の策定や実施、評価ができるなどのメリットがある。一方で、継続的に会議に参加する必要や一部の対象者のみの参加となるデメリットも考えられる。会議体の設置や運営方法等に係る検討事項や調整事項も多くあり、早期の設置・運営は難しいと考えている。

今後、ユースカウンスル、若者協議会などの設置は、引き続き先進地の状況の調査研究を進め、関係課と情報共有を図りながら検討していく。



こんの ゆういち
今野 雄一
議員



地域の身近な相談相手

問 業務内容について。

答 民生委員法に定められている民生委員の職務は、住民の生活状態の把握、相談に応じた助言、福祉サービスの情報提供、福祉事業者との連携、行政機関との協力の5つである。これらを訪問活動、情報提供、連絡、地域活動の4つの柱に整理し、活動のお願いと周知を行っている。

問 業務の負担軽減のためにICTの導入を。

答 業務の負担軽減や、働きながら活動しやすい環境づくりとして検討すべき課題のひとつであると考えている。

しかし、機器や情報の管理や更新、不得手とする委員への対応等の課題があり、他自治体の事例を研究しつつ、現委員の意見を踏まえ、積極的な活用を検討していく。



こばやし ひとみ
小林 ひとみ
議員



やめられない病と闘う

問 ギャンブル依存症について市の考えは。

答 ギャンブル等依存症は、ギャンブル等依存症対策基本法で、ギャンブル等へのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態と定義されている。

また厚生労働省では、本人の心が弱いことから依存症になるのではなく、ギャンブル等で脳がドーパミンという快楽物質を得るが、その行動を繰り返すうちにその刺激に慣れてしまい、より強い刺激を求めて、行動がコントロールできなくなってしまう病気であるとしている。

当事者を早めに治療や支援につなげていくことが依存症を予防し、回復につながる大事な一歩であるとされており、市でも同様の認識を持っている。



やまなか もとあき
山中 基充
議員

